

令和8年度松前町職員採用試験（令和9年度採用）実施要領

1 職種、採用予定人員等

試験は、次の試験区分で行います。このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

| 試験区分 | 採用予定人員 | 勤務場所 |
|---------------|--------------|---|
| 一般事務（上級） | 一般事務職全体で2人程度 | 町長の事務部局、行政委員会等で勤務します。 ※ 保育教諭については、町立保育所、町立認定こども園、町長の事務部局等で勤務します。 |
| 一般事務（公務員経験） | 一般事務職全体で2人程度 | |
| 保育教諭（中級） | 1人程度 | |
| 土木（初級） | 土木職全体で2人程度 | |
| 土木（社会人有資格） | 土木職全体で2人程度 | |
| 建築（初級） | 建築職全体で1人程度 | |
| 建築（社会人有資格） | 建築職全体で1人程度 | |
| 社会福祉士（社会人有資格） | 1人程度 | |

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験区分について、要件等に該当する者

| 試験区分 | 年齢要件 | 学歴・その他 |
|-------------|------------------------------|--|
| 一般事務（上級） | 昭和51年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 | 特になし |
| 一般事務（公務員経験） | 昭和51年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者 | 下記（2-（4）ア）の要件を満たすもの |
| 保育教諭（中級） | 平成5年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者 | 保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を取得している者又は令和9年3月末日までに取得する見込みの者 |
| 土木（初級） | 平成16年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 | ※ 大学卒業者又は大学卒業見込者を除く |

| | | |
|-------------------|------------------------------|--|
| 土木 (社会人有資格) | 昭和56年4月2日以降に生まれた者 | 次の資格のいずれかを有する者で下記(2-(4)イ)の要件を満たすもの ・土木施工管理技士 ・技術士 ・RCCM ・測量士 |
| 建築(初級) | 平成16年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 | ※ 大学卒業者又は大学卒業見込者を除く |
| 建築 (社会人有資格) | 昭和56年4月2日以降に生まれた者 | 一級建築士又は二級建築士の資格を有する者で下記(2-(4)ウ)の要件を満たすもの |
| 社会福祉士 (社会人有資格) | 昭和61年4月2日以降に生まれた者 | 社会福祉士の資格を有する者で下記(2-(4)エ)の要件を満たすもの |

※ 一般事務(公務員経験)、土木(社会人有資格)、建築(社会人有資格)及び社会福祉士(社会人有資格)は、採用後に上級区分として取り扱います。

(4) 一般事務(公務員経験)、土木(社会人有資格)、建築(社会人有資格)及び社会福祉士(社会人有資格)の試験区分については、それぞれ当該試験区分に定める要件に該当する者

ア 一般事務(公務員経験) 国又は地方公共団体の常勤職員(任期付職員等を除く。)として、一般事務職での職務経験が直近10年中7年以上(令和8年5月末現在)ある者

※ 「職務経験」には、週38時間45分以上の勤務を1年以上継続した期間が該当します。

※ 「直近10年」とは、平成28年6月1日から令和8年5月末までです。

※ 最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。職務経験期間が確認できない場合は、合格を取り消します。

イ 土木(社会人有資格) 民間企業等における職務経験(土木に係る職務経験に限る。)が直近7年中5年以上(令和8年7月末現在)ある者

ウ 建築(社会人有資格) 民間企業等における職務経験(建築に係る職務経験に限る。)が直近7年中5年以上(令和8年7月末現在)ある者

エ 社会福祉士(社会人有資格) 民間企業等における職務経験(相談援助業務に限る。)が直近7年中5年以上(令和8年7月末現在)ある者

※ 「相談援助業務」は、社会福祉士の受験資格を得るための実務経験の場として認められている施設その他厚生労働大臣が適当と認める施設等における相談援助業務を指します。

【イ～エ共通】

※ 「民間企業等における職務経験」には、会社員、公務員、団体職員、自営業者等(正規雇用の社員等)として週30時間以上の勤務を1年以上継続した期間が該当します。職務経験が複数ある場合は、通算します。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

※ 「直近7年」とは、令和元年8月1日から令和8年7月末です。

※ 最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書(又は年金加入記録の証明その他職歴が確認できる書類)を提出していただきます。職務経験期間が確認できない場合は、合格を取り消します。

※ 本要領の末尾に「受験資格に関するQ&A」を掲載していますので参考にしてください。

3 試験日時、場所及び合格発表

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
 なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

【一般事務（上級）、一般事務（公務員経験）、保育教諭（中級）】

| | 日 時 | 場 所 | 合格発表 |
|-------|--|-----------|--------------------------|
| 第1次試験 | 令和8年7月12日（日） 午前10時から午後4時30分頃まで ※ 一般事務（公務員経験）は、午後0時30分頃までに終了する予定です。 | 松前町庁舎（予定） | 受験者全員に合否を通知する。（8月中旬頃の予定） |
| 第2次試験 | （第1次試験合格者に通知） （9月上旬頃の予定） | 松前町庁舎（予定） | 受験者全員に合否を通知する。（9月下旬頃の予定） |

【土木（初級）、土木（社会人有資格）、建築（初級）、建築（社会人有資格）、社会福祉士（社会人有資格）】

| | 日 時 | 場 所 | 合格発表 |
|-------|---|-----------|----------------------------|
| 第1次試験 | 令和8年9月20日（日） 午前10時から午後4時頃まで ※ 土木（社会人有資格）、建築（社会人有資格）、社会福祉士（社会人有資格）は、午後0時30分頃までに終了する予定です。 | 松前町庁舎（予定） | 受験者全員に合否を通知する。（10月上中旬頃の予定） |
| 第2次試験 | （第1次試験合格者に通知） （10月中下旬頃の予定） | 松前町庁舎（予定） | 受験者全員に合否を通知する。（12月上旬頃の予定） |

4 試験の方法

| | 試験区分 | 試験・検査種目 | 試験の内容 |
|-------|--|------------------------------------|--|
| 第1次試験 | 一般事務（上級） | 教養試験 | 社会的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（40題、解答時間2時間） |
| | | 専門試験 | 行政分野の専門的知識について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（40題、解答時間2時間） |
| | 一般事務（公務員経験） | 職務基礎力試験 （①職務能力試験） （②職務適応性検査） | 基礎的な知的能力と適応性を検証する試験を行います。 ① 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題（60題、解答時間1時間） ② 公的部門の職員としての職務への適応性を性格傾向の面から検証する（150題、回答時間20分）。 |
| | | 保育教諭（中級） | 教養試験 |
| 専門試験 | 保育士及び幼稚園教諭分野の専門的知識について、短大卒業程度の筆記試験を行います。（30題、解答時間1時間30分） | | |

| | | | |
|-------------------|--|--|---------------------------------|
| 土木 (初級) | 教養試験 | 社会的知識及び知能について、高校卒業程度の筆記試験を行います。(40題、解答時間2時間) | |
| | 専門試験 | 土木分野の専門的知識について、高校卒業程度の筆記試験を行います。(30題、解答時間1時間30分) | |
| 土木 (社会人有資格) | 職務基礎力試験 (①職務能力試験) (②職務適応性検査) | 基礎的な知的能力と適応性を検証する試験を行います。 ① 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題(60題、解答時間1時間) ② 公的部門の職員としての職務への適応性を性格傾向の面から検証する(150題、回答時間20分)。 | |
| 建築 (初級) | 教養試験 | 社会的知識及び知能について、高校卒業程度の筆記試験を行います。(40題、解答時間2時間) | |
| | 専門試験 | 建築分野の専門的知識について、高校卒業程度の筆記試験を行います。(30題、解答時間1時間30分) | |
| 建築 (社会人有資格) | 職務基礎力試験 (①職務能力試験) (②職務適応性検査) | 基礎的な知的能力と適応性を検証する試験を行います。 ① 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題(60題、解答時間1時間) ② 公的部門の職員としての職務への適応性を性格傾向の面から検証する(150題、回答時間20分)。 | |
| 社会福祉士 (社会人有資格) | 職務基礎力試験 (①職務能力試験) (②職務適応性検査) | 基礎的な知的能力と適応性を検証する試験を行います。 ① 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題(60題、解答時間1時間) ② 公的部門の職員としての職務への適応性を性格傾向の面から検証する(150題、回答時間20分)。 | |
| 全ての職種 | 事務適性検査 | 事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面から検査を行います。 (100題、回答時間10分) | |
| 全ての職種 | 性格特性検査 ※一般事務(公務員経験)、土木(社会人有資格)、建築(社会人有資格)、社会福祉士(社会人有資格)を除く。 | 職務遂行に必要な資質について、検査を行います。(150題、回答時間20分) | |
| 第2次試験 | 全ての職種 | 口述試験 | 主として人物についての面接を行います。 |
| | 全ての職種 | 作文試験 | 出題されるテーマに対する表現力等について、作文試験を行います。 |

※ 過去の試験問題について

松前町で使用している採用試験問題は、試験問題集委託業者から借用して使用し、終了後は全て返却しています。また、委託業者から試験問題の複写等も禁じられています。したがって、過去の試験問題のデータはありません。

5 教養試験及び専門試験の出題分野

| 試験区分 | 試験科目 | 出題分野 |
|--|---------|--|
| 全ての試験区分 (一般事務(公務員経験)、土木(社会人有資格)、建築(社会人有資格)、社会福祉士(社会人有資格)を除く。) | 教養試験 | 時事及び社会・人文に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力 ※一般事務(上級):大学卒業程度 保育教諭(中級)、土木(初級)、建築(初級):高校卒業程度 |
| 一般事務(上級) | 専門試験 | 憲法、行政法、民法、経済理論、経済政策・経済事情、財政学・金融論、社会政策(社会福祉や社会保険などの社会保障と雇用)、政治学・行政学、国際関係、社会学・教育学 |
| 一般事務(公務員経験) | 職務基礎力試験 | 論理的な思考力を問う分野、文章を正確に理解する能力を問う分野、統計等の資料を分析する能力を問う分野 |
| 保育教諭(中級) | 専門試験 | 社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健、障がい児保育 |
| 土木(初級) | 専門試験 | 数学・物理・情報、土木構造設計(構造力学、構造設計)、土木基盤力学(水理学、土質力学)、測量、社会基盤工学、土木施工 |
| 土木(社会人有資格) | 職務基礎力試験 | 論理的な思考力を問う分野、文章を正確に理解する能力を問う分野、統計等の資料を分析する能力を問う分野 |
| 建築(初級) | 専門試験 | 数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工 |
| 建築(社会人有資格) | 職務基礎力試験 | 論理的な思考力を問う分野、文章を正確に理解する能力を問う分野、統計等の資料を分析する能力を問う分野 |
| 社会福祉士(社会人有資格) | 職務基礎力試験 | 論理的な思考力を問う分野、文章を正確に理解する能力を問う分野、統計等の資料を分析する能力を問う分野 |

6 受験手続

(1) 申込方法及び受験票の交付

- ① 町のホームページ内「えひめ電子申請システム」のページに接続します。
(https://apply.e-tumo.jp/town-masaki-ehime-u/offer/offerList_initDisplay)
- ② 受験申込みを行います。(利用者登録をしない場合でも申込みは可能です。) 受験申込フォームに必要事項を入力してください。誤りや不備がないよう確認いただき、メールは、連絡の取れるアドレスを入力してください。ドメインの指定受信をしている場合は、「@apply.e-tumo.jp」及び「@town.masaki.ehime.jp」を受信できるようにしてください。本登録の際、顔写真データ(上半身、脱帽、正面向きで最近3か月以内に撮影されたもの。画像のサイズは、縦45mm、横35mm)が必要となります。一般事務(公務員経験)、土木(社会人有資格)、建築(社会人有資格)、社会福祉士(社会人有資格)を受験される方は、アピールシートも併せて提出してください。当該シートは、第1次試験合否の判定や第2次試験における面接の参考とします。
- ③ 申込みが完了すると「申込完了通知メール」が届きます。整理番号とパスワードが届きますので、必ず控えておいてください。申込完了通知メールが届かない場合は、申込みができていない可能性がありますので、総務課までお問い合わせください。
- ④ 登録されたメールアドレスに受験票のデータを送信します。
※ 申請内容に不備等がある場合は、電話やメールで補正等をお願いする場合がありますので、メールは定期的に御確認ください。

(2) その他注意事項

- ・ 登録に使用するメールアドレスは、パソコン又はスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。ただし、メールの受信設定等により案内等のメールが届かない場合があります。この場合に受験できなかったときは、一切責任を負いませんので御注意ください。
- ・ インターネット申込みに係る通信費用は、受験者自身の負担となります。また、使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。また、受付終了間際は、申込みが集中するおそれがありますので、余裕を持って手続してください。
- ・ 受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守や点検、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく本システムを停止することがありますので、あらかじめ御了承ください。なお、このことにより生じた申込みの遅延等についても一切責任を負いません。
- ・ **郵送による申込みは受付できませんので御注意ください。**

7 受付期間

(1) 一般事務(上級)、一般事務(公務員経験)、保育教諭(中級)

令和8年6月1日(月)8時30分から同月15日(月)17時15分までの間に、えひめ電子申請システムから申し込んでください。

(2) 土木(初級)、土木(社会人有資格)、建築(初級)、建築(社会人有資格)、社会福祉士(社会人有資格)

令和8年8月3日(月)8時30分から同月17日(月)17時15分までの間に、えひめ電子申請システムから申し込んでください。

8 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、松前町職員採用候補者として、職種区分ごとに作成する採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。

この名簿は、原則として、令和9年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者が選考を行い、決定します。したがって採用候補者名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 保育教諭（中級）については、令和9年3月末時点で資格及び免許を取得していない場合は採用されません。

9 こども性暴力防止法の施行に伴う措置について

令和8年12月25日施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、児童等と接する業務に従事することとなる者については、同法第4条第1項の規定に基づく特定性犯罪の前科の有無の確認を行います。

(1) 試験区分「保育教諭（中級）」、「社会福祉士（社会人有資格）」を受験する者

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないなど児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならないことから、採用条件の一つとして特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。そのため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

(2) (1)以外の試験区分を受験する者

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、児童等と接する業務に従事させないなど児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならないことから、あらかじめ、採用までの間に書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめ御了承ください。

※ 「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

10 給与等

初任給は、松前町職員の給与に関する条例（昭和43年松前町条例第9号）等の規定により、原則、次のとおり支給されます。初任給は、職歴等がある場合は一定の基準に基づき調整されます。

(1) 現行給料月額等

| 試験区分 | 現行給料月額 | 諸手当 |
|---------------|----------------------|---|
| 一般事務（上級） | 233,438円（大卒で新卒の場合） | 松前町職員の給与に関する条例等に定める扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等が該当者に支給されます。 |
| | 259,096円（大卒で10年間勤務※） | |
| 一般事務（公務員経験） | 278,013円 | |
| 保育教諭（中級） | 217,842円（短大卒で新卒の場合） | |
| 土木（初級） | 201,541円（高卒で新卒の場合） | |
| 土木（社会人有資格） | 259,096円（大卒で10年間勤務※） | |
| 建築（初級） | 201,541円（高卒で新卒の場合） | |
| 建築（社会人有資格） | 259,096円（大卒で10年間勤務※） | |
| 社会福祉士（社会人有資格） | 259,096円（大卒で10年間勤務※） | |

※ 大学卒業直後から民間企業等において、採用後の勤務に直接役立つと認められる職務にそれぞれの期間勤務し、その後に採用された場合の給料月額が目安です。全ての試験区分について調整が行われます。

給与改定により初任給が変わる場合があります。

(2) 保育教諭の処遇改善について

給料月額に上乗せして、保育所職員等調整額(9,000円)を支給します。また、初任給が1級81号給以下の場合には、決定された初任給の号給に応じて給料の調整額を支給します。

[例：短大新卒者の場合]

給料月額：217,842円＋保育所職員等調整額：9,000円＋給料の調整額：23,000円

支給額合計：249,842円

11 試験結果について

(1) 第1次試験及び第2次試験の合否については、受験者全員に通知します。

また、合格者の受験番号については、松前町役場前掲示板に掲示するほか、ホームページでも公開します。

(2) 試験結果の通知は郵便事故などにより延着や不着の場合もありますので、合否は、松前町役場前掲示板やホームページで確認してください。電話での合否の問合せにはお答えできません。

12 その他

(1) 試験当日は、受験票、筆記用具、消しゴム及び時計（試験の妨げになる機能（アラーム音、通信、メモ等）の使用は、不可）を持参してください。

(2) 試験中は、(1)以外のものは、許可なく使用できず、また、机上にも置けません。

(3) 昼食等は、各自で用意してください。

(4) 第1次試験の試験会場は、松前町庁舎又は松前総合文化センターです。第1次試験当日、松前町庁舎入口で案内します。

(5) 台風等の非常災害の状況により、やむを得ず試験日程の変更等をする場合は、町ホームページでお知らせします。

〒791-3192

伊予郡松前町大字筒井 631 番地

松前町総務部総務課職員係

TEL 089-985-4113

FAX 089-985-4148

受験資格に関する Q & A

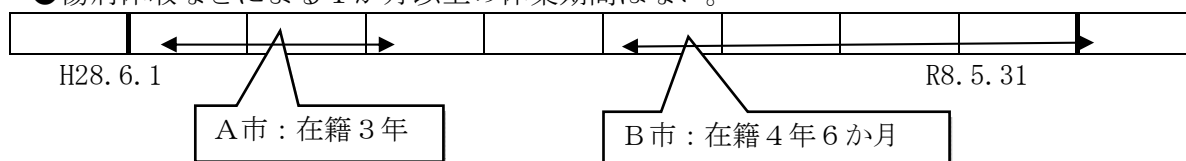
～ 一般事務（公務員経験） ～

Q 1 職務経験の「直近10年中7年以上」とは、どのような場合が該当するのですか。

A 1 通算できる職務経験の例は、下記のとおりです。

(ケース 1)

- A市での在籍期間は2年、B市での在籍期間は3年6か月である。
- 両市での勤務とも、週38時間45分以上の勤務である。
- 傷病休暇などによる1か月以上の休業期間はない。



⇒ 通算して7年6か月となるので、「7年以上」の要件を満たします。

(ケース 2)

- A市での在籍期間は2年10か月（平成28年6月1日以降では1年10か月のみ）、B市での在籍期間は5年6か月である。
- 両市での勤務とも、週38時間45分以上の勤務である。
- B市において、産前・産後休暇と育児休業合わせて1年取得した。



⇒ A市については、平成28年6月1日以降の1年10か月のみ通算できます

⇒ B市については産前・産後休暇、育児休業期間を除いた期間を職務経験期間として通算できます。

⇒ A市とB市合わせて7年4か月となるので、「7年以上」の要件を満たします。

(ケース 3)

- A市での在籍期間は10か月、B市での在籍期間は4年2か月である。
- 両市での勤務とも、週38時間45分以上の勤務である。
- 傷病休暇などによる1か月以上の休業期間はない。



⇒ A市の在籍期間は10か月で、1年未満のため通算することができません。

⇒ B市の6年2か月のみとなるので、「7年以上」の要件を満たしません。

Q 2 令和2年4月1日から令和3年3月10日まで働いていました。1年以上継続して働いたとみなして職務経験期間に算入することができますか（週38時間45分以上勤務）。

A 2 職務経験期間は1か月未満を切り捨てて算定します。この場合、令和3年3月1日から令和3年3月10日までの期間は1か月未満なので切り捨てるため、職務経験期間は令和2年4月1日から令和3年2月末日までの11か月間となり、1年以上継続して働いたとはみなせず、職務経験期間に算入することはできません。

Q 3 令和元年8月20日から令和5年1月10日【A期間】まで働いていましたが、令和2年5月15日から同年8月31日【B期間】まで傷病休暇を取得しました。職務経験期間は何年何か月ですか（週38時間45分以上勤務）。

A 3 A期間は、令和元年8月20日から令和4年12月19日までの3年4か月です。最後の12月20日から翌年1月10日までは1か月未満のため切り捨てます。一方、B期間は3か月なので（同じく1か月未満切り捨て）、職務経験期間は差し引き3年1か月です。

Q 4 週38時間45分未満の任用でしたが、残業等も含めると週38時間45分以上働いていました。職務経験として認められますか。

A 4 残業等の時間は職務経験に含めません。あらかじめ定められた勤務時間を勤務した期間を、職務経験期間に算入します。

Q 5 現在、係長として勤務していますが、係長として採用されますか。

A 5 係長として採用はされず、本試験の合格者は、全て主任級としての採用です。

受験資格に関する Q & A

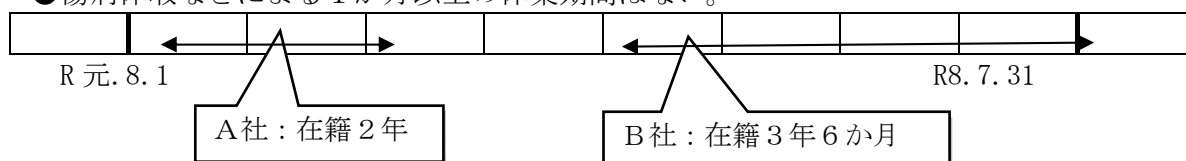
～ 土木（社会人有資格）・建築（社会人有資格）・社会福祉士（社会人有資格）～

Q1 職務経験の「直近7年中5年以上」とは、どのような場合が該当するのですか。

A1 通算できる職務経験の例は、下記のとおりです。

(ケース1)

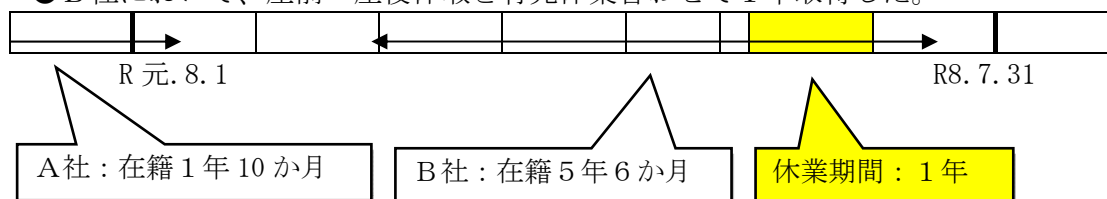
- A社での在籍期間は2年、B社での在籍期間は3年6か月である。
- 両社とも、週30時間以上の勤務である。
- 傷病休暇などによる1か月以上の休業期間はない。



⇒ 通算して5年6か月となるので、「5年以上」の要件を満たします。

(ケース2)

- A社での在籍期間は1年10か月（令和元年8月1日以降では10か月のみ）、B社での在籍期間は4年6か月である。
- 両社とも、週30時間以上の勤務である。
- B社において、産前・産後休暇と育児休業合わせて1年取得した。



⇒ A社については、令和元年8月1日以降の10か月のみ通算できます

⇒ B社については産前・産後休暇、育児休業期間を除いた期間を職務経験期間として通算できます。

⇒ A社とB社合わせて5年4か月となるので、「5年以上」の要件を満たします。

(ケース3)

- A社での在籍期間は10か月、B社での在籍期間は4年2か月である。
- 両社とも、週30時間以上の勤務である。
- 傷病休暇などによる1か月以上の休業期間はない。



⇒ A社の在籍期間は10か月で、1年未満のため通算することができません。

⇒ B社の4年2か月のみとなるので、「5年以上」の要件を満たしません。

Q 2 令和2年4月1日から令和3年3月10日まで働いていました。1年以上継続して働いたとみなして職務経験期間に算入することができますか（週30時間以上勤務）。

A 2 職務経験期間は1か月未満を切り捨てて算定します。この場合、令和3年3月1日から令和3年3月10日までの期間は1か月未満なので切り捨てるため、職務経験期間は令和2年4月1日から令和3年2月末日までの11か月間となり、1年以上継続して働いたとはみなせず、職務経験期間に算入することはできません。

Q 3 令和元年8月20日から令和5年1月10日【A期間】まで働いていましたが、令和2年5月15日から同年8月31日【B期間】まで傷病休暇を取得しました。職務経験期間は何年何か月ですか（週30時間以上勤務）。

A 3 A期間は、令和元年8月20日から令和4年12月19日までの3年4か月です。最後の12月20日から翌年1月10日までは1か月未満のため切り捨てます。一方、B期間は3か月なので（同じく1か月未満切り捨て）、職務経験期間は差し引き3年1か月です。

Q 4 会社が倒産等によりなくなっており、合格したとしても職歴証明書の提出ができません。どのように職歴の証明をすればいいですか。

A 4 年金加入記録の証明その他職歴が確認できる書類で代えることができます。ただし、証明できないことにより職務経験期間を確認できない場合は、合格を取り消します。

Q 5 就業規則では週30時間未満の勤務でしたが、残業等も含めると週30時間以上働いていました。職務経験として認められますか。

A 5 残業等の時間は職務経験に含めません。就業規則、雇用契約等により、あらかじめ定められた勤務時間を勤務した期間を、職務経験期間に算入します。